

都内中小クレジット算定ガイドライン

抜粋資料 (令和4年4月1日改正版)

こちらは抜粋資料となりますので、

詳しくは都内中小クレジット算定ガイドラインをご確認ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html

(3)オフセットクレジット関係→ 都内中小クレジット算定ガイドライン→ [PDF ファイル \(最新版\)](#)

※助成金の申請にあたっては、必ず最新年度のものをご確認ください。

対象設備の例

| | |
|--------------------|----|
| 高効率パッケージ形空調機 | 1 |
| 全熱交換器..... | 5 |
| 高効率照明設備 | 6 |
| 高効率熱源機器 | 7 |
| 高効率変圧器..... | 9 |
| 高効率エアコンプレッサー | 11 |
| 高効率冷凍冷蔵設備 | 12 |

※その他、都内中小クレジット算定ガイドラインの対象となる削減対策項目に掲げる要件に該当する設備が対象です。

対象外設備の例

ノート PC

デスクトップ PC

モニター

電話機

印刷機

サーキュレーター

卓上食洗器

電気ポット

電気式カーボンロースター

製氷機

表 2.4 認定基準

| 2. 空調・換気設備 | |
|--|-----------------|
| No. | 削減対策項目 |
| 2.1 | 高効率パッケージ形空調機の導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) パッケージ形空調機には、電気式パッケージ形空調和機(ルームエアコン、水熱源パッケージ形空調和機及び電算室用パッケージ形空調機を含む。)、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含むものとする。</p> <p>(2) 電気式パッケージ形空調和機の屋外機又は熱源機の通年エネルギー消費効率(APF)^{※1}又は定格 COP が、表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(3) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の屋外機又は熱源機の期間成績係数(APFp)^{※2}又は定格 COP が、表 2.4.4 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(4) 冷房専用のもの又は水冷式のものも含むものとし、定格 COP の水準は、同形態・同容量の COP の水準に準ずるものとする。なお、冷房専用の機器は、冷房時の定格 COP で判断する。</p> <p>(5) 電算室用パッケージ形空調機とは、次の項目全てに該当するものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高顕熱(顕熱比(SHF)=0.9 以上)、冷房専用の機器 ・圧縮機が可変制御方式(インバータ制御等)の機器 ・電気式パッケージ形空調機 <p>(6) 電算室用パッケージ形空調機の冷暖房平均 COP^{※3}は冷房時の定格 COP とし、”室内 24℃CDB,17℃CWB,室外 35℃CDB”の条件下で測定された冷房能力を同様に測定された冷房消費電力で除して得られる数値とする。</p> <p>(7) 屋外機のみ又は熱源機のみ更新は対象とするが、室内機のみ更新は対象外とする</p> <p>(8) パッケージ形空調機に冷媒蒸発温度自動変更機能が導入されている場合は、省エネ率の割増しを行う。</p> <p>※1: EHP の通年エネルギー消費効率(APF)とは、年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費電力 1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表わすもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された総電力との比とする。通年エネルギー消費効率(APF)は、家庭用にあつては JIS C9612 に、業務用にあつては JIS B8616 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p>※2: GHP の期間成績係数(APFp)とは、年間を通してある一定条件のもとに運転したときの、消費一次エネルギー1kW 当たりの冷房能力及び暖房能力を表わすもので、冷房期間及び暖房期間を通じて室内側空気から除去する熱量及び室内空気に加えられた熱量の総和と同期間内に消費された一次エネルギーの総和との比とする。期間成績係数(APFp)は JIS B8627 に規定する方法により算出した数値とする。</p> <p>※3: 冷暖房平均 COP とは、JISB8615-1、B8615-2、B8627-2 又は B8627-3 で規定された方法により測定された冷房能力及び暖房能力を同様に計測された冷房消費電力及び暖房消費電力で除して得られる数値の平均値とする。ただし、屋外機と室内機が同一電源の場合は、屋外機と室内機 1 組の合計値で判断する。氷蓄熱パッケージ形空調機の場合は蓄熱非利用時の値を用いて算定する。</p> | |

表 2.4.4 パッケージ形空調機の認定水準

| 種別 | 冷暖房平均 COP | APF・APFP |
|---|--------------------|---|
| 電気式パッケージ形空調機 | | |
| 壁掛形(マルチタイプは除く) 冷房能力 3.2kW 以下 | 4.9 | エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5 |
| 壁掛形(マルチタイプは除く) 冷房能力 3.2kW 超、4kW 以下 | 3.65 | エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5 |
| 直吹形(壁掛形以外のもの でマルチタイプは除く。) 冷房能力 3.2kW 以下 | 3.96 | エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5 |
| 上記以外のもの | 3.50 | エアコンディショナー のトップランナー基準 ※5 |
| ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 | 1.30 ^{※6} | ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機の国等による環境 物品等の調達推進等に関する 法律(平成12年法律第100号。以 下「グリーン購入法」という。)の 判断基準値 ^{※7} |
| 電算室用パッケージ形空調機 | 2.30 ^{※4} | - |

※4: 電算室用パッケージ形空調機は、冷房時の定格 COP とする。

※5: エアコンディショナーのトップランナー基準については別表第 3 を参照

※6: ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の定格 COP には、消費電力は含めないものとする。

※7: ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機のグリーン購入法判断基準値は別表第 3 を参照

別表第3

別表 3-1 トップランナー基準が示す基準値

【家庭用、冷房能力が 4kW 以下であって直吹き壁掛けのもの】

| 区分 | | | 通年エネルギー 消費効率 (APF) |
|------------------|-----------|-----|--------------------------|
| 冷房能力 | 室内機の寸法タイプ | 区分名 | |
| 3.2kW 以下 | 寸法規定タイプ | A | 5.8 |
| | 寸法フリータイプ | B | 6.6 |
| 3.2kW 超 4.0kW 以下 | 寸法規定タイプ | C | 4.9 |
| | 寸法フリータイプ | D | 6.0 |

備考 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。

別表 3-2 トップランナー基準が示す基準値 【家庭用であって表1以外のもの】

| 区分 | | | 通年エネルギー 消費効率 (APF) |
|--|-------------------|-----|--------------------------|
| ユニットの形態 | 冷房能力 | 区分名 | |
| 直吹き形で壁掛け形のもの (マルチタイプのものうち 室内機の運転を個別制御する ものを除く。) | 4.0kW 超 5.0kW 以下 | E | 5.5 |
| | 5.0kW 超 6.3kW 以下 | F | 5.0 |
| | 6.3kW 超 28.0kW 以下 | G | 4.5 |
| 直吹き形でその他のもの (マルチタイプのものうち 室内機の運転を個別制御する ものを除く。) | 3.2kW 以下 | H | 5.2 |
| | 3.2kW 超 4.0kW 以下 | I | 4.8 |
| | 4.0kW 超 28.0kW 以下 | J | 4.3 |
| マルチタイプのものであって 室内機の運転を個別制御する もの | 4.0kW 以下 | K | 5.4 |
| | 4.0kW 超 7.1kW 以下 | L | 5.4 |
| | 7.1kW 超 28.0kW 以下 | M | 5.4 |

備考 「マルチタイプ」のものとは、1 の室外機に 2 以上の室外機を接続するものをいう。

別表 3-3 トップランナー基準が示す基準値【業務用】

| 形態及び機能 | 区分 | | | 通年エネルギー消費効率 (APF)又はその算定式 |
|-------------------------------|----------------|---------------------|-----|------------------------------|
| | 室内機の種類 | 冷房能力 | 区分名 | |
| 複数組合せ形のもの及び下記以外のもの | 四方向 カセット形 | 3.6kW 未満 | aa | E=6.0 |
| | | 3.6kW 以上 10.0kW 未満 | ab | $E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$ |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | ac | $E=6.0-0.12 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | ad | $E=5.1-0.060 \times (A-20)$ |
| | 四方向 カセット形以外 | 3.6kW 未満 | ae | E=5.1 |
| | | 3.6kW 以上 10.0kW 未満 | af | $E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$ |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | ag | $E=5.1-0.10 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | ah | $E=4.3-0.050 \times (A-20)$ |
| マルチタイプ のもので室内機の運転を個別制御するもの | | 10.0kW 未満 | ai | E=5.7 |
| | | 10.0kW 以上 20.0kW 未満 | aj | $E=5.7-0.11 \times (A-10)$ |
| | | 20.0kW 以上 40.0kW 未満 | ak | $E=5.7-0.065 \times (A-20)$ |
| | | 40.0kW 以上 50.4kW 以下 | al | $E=4.8-0.040 \times (A-40)$ |
| 室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの | 直吹き形 | 20kW 未満 | am | E=4.9 |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | an | E=4.9 |
| | ダクト形 | 20kW 未満 | ao | E=4.7 |
| | | 20.0kW 以上 28.0kW 以下 | ap | E=4.7 |

備考 1. 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2. 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

3. E及びAは次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率(単位 通年エネルギー消費効率)

A: 冷房能力(単位 キロワット)

全熱交換器

都内中小クレジット算定ガイドライン P41 PDF ページ P44

表 2.4 認定基準

| 2. 空調・換気設備 | |
|---|-----------|
| No. | 削減対策項目 |
| 2.3 | 全熱交換器等の導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) 次のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・全熱交換器(エンタルピー制御あり)^{※1}・全熱交換器(エンタルピー制御なし)^{※2}・除加湿可能全熱交換機能付外気処理機^{※3} <p>(2) 全熱交換器とは、全熱交換ユニット、全熱交換器組込形外気処理パッケージ形空調機、単独で設置する全熱交換器又は空調機組込形の全熱交換器とする。</p> <p>※1: 全熱交換器(エンタルピー制御あり)とは、自動制御により外気エンタルピーと室内エンタルピーで全熱交換器有効の判断を行い制御されているものとする。</p> <p>※2: 全熱交換器(エンタルピー制御なし)とは、自動制御による判断を行って制御されていない場合、又は季節による手動切換(夏季及び冬季が全熱交換運転、中間期が普通換気運転)で運用されている場合とする。</p> <p>※3: 除加湿可能全熱交換機能付外気処理機とは、ヒートポンプ技術とデシカント技術を用いた調湿外気処理機のこととする。</p> | |

高効率照明設備

都内中小クレジット算定ガイドライン P46 PDF ページ P49

表 2.4 認定基準

| 3. 照明・電気設備 | |
|---|---|
| No. | 削減対策項目 |
| 3.1 | 高効率照明器具の導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) 既存照明器具を次のランプを含む照明器具に更新する場合を対象とする。なお、照明器具の更新とは、照明器具本体の更新とし、ランプ、安定器、ソケット等の照明器具を構成する一部の交換は含まないものとする（(4)に例外あり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管形蛍光ランプ Hf(FHF, FHC) ・コンパクト形蛍光ランプ Hf(FHT, FHP) ・セラミックメタルハライドランプ ・高圧ナトリウムランプ ・LED(定格光束が 600lm 未満の場合は全て対象、定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は効率が 45lm/W 以上のものを対象、定格光束が 2200lm 以上の場合は効率が 60lm/W 以上のものを対象とする。ただし、直管形の場合は定格光束にかかわらず効率が 60lm/W 以上のものに限る。) <p>(2) ランプの種類については、表 2.4.5 の判断基準により、該当するものを選択する。</p> <p>(3) LED 照明器具の効率(lm/W)は、定格光束(lm)を消費電力(W)で除して得られる数値とする。効率(lm/W)については、仕様書又はカタログに一般社団法人日本照明工業会(JLMA)ガイド A134「LED 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン」又はそれに準ずるものの固有エネルギー消費効率である旨の表記がある場合は、当該仕様書又はカタログの値とする。これに拠らない場合は、以下のいずれかの値を効率(lm/W)とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 仕様書又はカタログに JLMA ガイドA134 又はそれに準ずるものに基づいていることが明記されていない場合、仕様書又はカタログの値が JLMA ガイドA134 又はそれに準ずるものに基づいていることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は当該仕様書又はカタログの値 ② 通常使用時の条件下で測定されたものであることを示したメーカー又は販売代理店等の有印の証明書がある場合は、当該測定値 | |
| 表 2.4.5 ランプ種類の判断基準 | |
| ランプ種類 | 判断基準 |
| 直管形蛍光ランプ Hf(FHF, IIC) | 高周波点灯専用形蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)の直管形、環形、二重環形及びスリム形を対象とする。電子安定器(Hf安定器)にラピッドスタート形蛍光ランプを使用している場合は、これに含めない。 |
| コンパクト形蛍光ランプ Hf(FHT, FHP) | 高周波点灯専用形蛍光ランプ(Hf 蛍光ランプ)のコンパクト形及び電球形を対象とする。 |
| セラミックメタルハライドランプ | 高輝度放電ランプ(HID ランプ)の一種で、ハロゲン化金属(メタルハライド)の混合蒸気中のアーク放電による発光を利用し、発光管に透光性セラミックが用いられているもので、セラミックメタルハライドランプ、セラメタ、CDM 等を対象とする。 |
| 高圧ナトリウムランプ | 高輝度放電ランプ(HIDランプ)の一種で、ナトリウム蒸気中のアーク放電による発光を利用したもので、高圧ナトリウムランプ及び高演色高圧ナトリウムランプ等を対象とする。低圧ナトリウムランプもこれに含めるものとする。 |
| LED | 発光ダイオードを利用した LED 照明器具を対象とする。 |

表 2.4 認定基準

| 1. 熱源・熱搬送設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|----------|----------------------|------------|------|---------------------|------|----------------|------|---------------|------|---------------------|------|------------|------|---------|------|----------|------|---------------|------|--------------|------|
| No. | 削減対策項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.1 | 高効率熱源機器の導入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対策要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 熱源機種ごとの定格 COP 又はボイラー効率^{※1}が、表 2.4.1 又は表 2.4.2 に定める水準以上の場合を対象とする。</p> <p>(2) 工場で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入する場合は、ボイラー効率が表 2.4.2 に定める水準以上で、かつ、対策後のエネルギー使用量が計量されているときを対象とする。</p> <p>(3) 表 2.4.1 又は表 2.4.2 の熱源機種の種類については、表 2.4.3 の判断基準により、該当するものを選択する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表 2.4.1 冷熱源の認定水準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>冷熱源機種の種類</th> <th>定格 COP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水冷チリングユニット</td> <td>5.12</td> </tr> <tr> <td>空冷チリングユニット</td> <td>3.58</td> </tr> <tr> <td>空気熱源ヒートポンプユニット</td> <td>3.58</td> </tr> <tr> <td>熱回収ヒートポンプユニット</td> <td>2.74</td> </tr> <tr> <td>ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む)</td> <td>5.99</td> </tr> <tr> <td>ブラインターボ冷凍機</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>蒸気吸収冷凍機</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>直焚吸収冷温水機</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>排熱投入型直焚吸収冷温水機</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>小形吸収冷温水機ユニット</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> | | 冷熱源機種の種類 | 定格 COP | 水冷チリングユニット | 5.12 | 空冷チリングユニット | 3.58 | 空気熱源ヒートポンプユニット | 3.58 | 熱回収ヒートポンプユニット | 2.74 | ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む) | 5.99 | ブラインターボ冷凍機 | 4.00 | 蒸気吸収冷凍機 | 1.30 | 直焚吸収冷温水機 | 1.25 | 排熱投入型直焚吸収冷温水機 | 1.25 | 小形吸収冷温水機ユニット | 1.10 |
| 冷熱源機種の種類 | 定格 COP | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水冷チリングユニット | 5.12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空冷チリングユニット | 3.58 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空気熱源ヒートポンプユニット | 3.58 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熱回収ヒートポンプユニット | 2.74 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ターボ冷凍機(熱回収ターボ冷凍機含む) | 5.99 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブラインターボ冷凍機 | 4.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蒸気吸収冷凍機 | 1.30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直焚吸収冷温水機 | 1.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 排熱投入型直焚吸収冷温水機 | 1.25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小形吸収冷温水機ユニット | 1.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 表 2.4.2 温熱源の認定水準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>温熱源機種の種類</th> <th>ボイラー効率^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気ボイラー(貫流)</td> <td>0.86</td> </tr> <tr> <td>蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製)</td> <td>0.82</td> </tr> <tr> <td>温水ボイラー</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> | | 温熱源機種の種類 | ボイラー効率 ^{※1} | 蒸気ボイラー(貫流) | 0.86 | 蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製) | 0.82 | 温水ボイラー | 0.80 | | | | | | | | | | | | | | |
| 温熱源機種の種類 | ボイラー効率 ^{※1} | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蒸気ボイラー(貫流) | 0.86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 蒸気ボイラー(炉筒煙管、水管、鑄鉄製) | 0.82 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 温水ボイラー | 0.80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※1: ここで示すボイラー効率は高位発熱基準に換算したものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 表 2.4.3 熱源機種の判断基準 | |
|-------------------|---|
| 熱源機種 | 判断基準 |
| 水冷チリングユニット | 水冷チリングユニット、水冷チラー、水冷スクルー冷凍機、水熱源スクルーヒートポンプチラー、ブラインチラー、水熱源ヒートポンプユニット、ヒーティングタワーヒートポンプ等、往復動圧縮機、スクルー圧縮機及びスクロール圧縮機による水冷式冷凍機又は冷暖房切替式の水熱源ヒートポンプで、冷水(ブラインを含む。)又は冷温水を製造するもの。 |
| 空冷チリングユニット | 空冷チリングユニット、空冷チラー、空冷スクルー冷凍機等、往復動圧縮機、スクルー圧縮機及びスクロール圧縮機による空冷式冷凍機で冷水(ブラインを含む。)を製造するもの。 |
| 空気熱源ヒートポンプユニット | 空気熱源ヒートポンプユニット、空冷ヒートポンプ、空冷スクルーヒートポンプチラー、氷蓄熱ユニット等、往復動圧縮機、スクルー圧縮機、スクロール圧縮機及びロータリー圧縮機による空気熱源ヒートポンプで冷温水(ブラインを含む。)を製造するもの。 |
| 熱回収ヒートポンプユニット | 熱回収ヒートポンプユニット、熱回収チラー、冷温水同時取出型空冷ヒートポンプチラー等、往復動圧縮機、スクルー圧縮機、スクロール圧縮機によるヒートポンプ、又は遠心圧縮機によるヒーティングタワーヒートポンプ(冷房、暖房及び熱回収運転が可能なもの)で、冷水と温水を同時に製造するもの。 |
| ターボ冷凍機 | ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバーターターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機及び蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水を製造するもの。 |
| ブラインターボ冷凍機 | ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバーターターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機及び蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水(ブラインの場合に限る。)を製造するもの。 |
| 熱回収ターボ冷凍機 | 熱回収ターボ冷凍機及びダブルバンドルターボ冷凍機等の遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。 |
| 蒸気吸収冷凍機 | 蒸気吸収冷凍機、蒸気二重効用吸収冷凍機、一重二重効用吸収冷凍機及び排熱投入型蒸気吸収冷凍機等の加熱源が蒸気の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。 |
| 直焚吸収冷温水機 | 直(ガス・油)焚吸収冷温水機、直焚二重効用吸収冷温水機及び直焚三重効用吸収冷温水機、ガス(油)冷温水発生機等の加熱源がガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切替又は同時取出で製造するもの。 |
| 排熱投入型直焚吸収冷温水機 | 排熱投入型直(ガス・油)焚吸収冷温水機、ジェネリンク、排熱投入型直焚二重効用吸収冷温水機及び排熱投入型ガス(油)冷温水発生機等の熱源がコージェネレーション等の排熱及びガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切替又は同時取出で製造するもの。 |
| 小型吸収冷温水機ユニット | 小型吸収冷温水機ユニット、小型吸収冷温水機、パネル型吸収冷温水機及び冷却塔一体型吸収冷温水機等の加熱源がガス又は油の冷凍能力が単体で 281kW(80RT)未満の吸収冷温水機で冷温水を製造するもの。 |
| 蒸気ボイラー | 鋼製ボイラー(炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー等)、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー(セクショナルボイラー等)及び鋳鉄製簡易ボイラー等の燃料の燃焼により蒸気又は高温水を製造するもの。 |
| 温水ボイラー | 鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋳鉄製簡易ボイラー、真空式温水発生機及び無圧式温水発生機等の燃料の燃焼により温水を製造するもの。 |

高効率熱源機器

都内中小クレジット算定ガイドライン P32 PDF ページ P35

- (4) 表 2.4.1 に掲げる認定水準の定格 COP は、熱源機器の冷却能力又は加熱能力を冷凍時又は加熱時のエネルギー消費量で除して得られるエネルギー消費効率とする。熱源機器が冷温熱源の場合は、冷熱源の水準で判断する。
- (5) 熱源機器の冷却能力又は加熱能力は、定格冷凍能力又は定格加熱能力とし、温度条件は設計条件又は JIS 基準によるものとし、熱回収ヒートポンプユニット及び熱回収ターボ冷凍機は、熱回収運転時の冷凍能力、排熱投入型直焚吸収冷温水機は、排熱投入時の冷凍能力とする。
- (6) 冷凍時又は加熱時のエネルギー消費量は、定格冷凍能力又は定格加熱能力時のエネルギー消費量とし、電動系熱源機器の場合は、定格消費電力(ただし、定格消費電力が不明な熱源機器の場合のみ主電動機出力としてもよい。)、燃焼系熱源機器の場合は、定格燃料消費量を高位発熱量換算した値とする。

高効率変圧器

都内中小クレジット算定ガイドライン P50 PDF ページ P53

表 2.4 認定基準

| 3. 照明・電気設備 | |
|--|-----------|
| No. | 削減対策項目 |
| 3.3 | 高効率変圧器の導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) 変圧器(1次側電圧が 600V を超え 7000V 以下のものに限る。)に次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超高効率変圧器^{※1} ・トッランナー変圧器 2014^{※2} ・トッランナー変圧器(2006)^{※3} <p>※1: 超高効率変圧器とは、トッランナー基準から更に全損失(エネルギー消費効率)を約 20%以上低減したものである。対策実施年度が平成 26(2014)年度以前の削減対策においては、トッランナー基準は第一次判断基準(JIS C 4304:2005、JIS C 4306:2005、JEM1482:2005 又は JEM1483:2005)とし、対策実施年度が平成 27(2015)年度以降の削減対策においては、トッランナー基準は第二次判断基準(JIS C 4304:2013、JIS C 4306:2013、JEM1500:2012 又は JEM1501:2012)とする。</p> <p>※2: トッランナー変圧器 2014 とは、トッランナー基準の第二次判断基準に準拠した変圧器とする。</p> <p>※3: トッランナー変圧器(2006)とは、トッランナー基準の第一次判断基準に準拠した変圧器とする。</p> | |

表 2.4 認定基準

| 4. その他 | |
|---|-----------------|
| No. | 削減対策項目 |
| 4.3 | 高効率エアコンプレッサーの導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) エアコンプレッサーに次の対策のいずれかが導入されており、かつ、電動機出力7.5kW 以上である固定式のもので、対策後の電力量が計量されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御 ・永久磁石 (IPM) モータ^{※1} ・プレミアム効率 (IE3) モータ^{※2} ・高効率 (IE2) モータ^{※2} ・2 段圧縮方式 ・インバータ制御冷却ファン ・増風量制御方式 ・圧縮機・モータ直結構造 ・複数台圧縮機制御 <p>※1: 永久磁石 (IPM) モータとは、回転子に永久磁石を内蔵したもので、専用インバータと組み合わせて用いる。</p> <p>※2: 国際規格 IEC60034-30 及び JIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム効率 (IE3) モータ、IE2 クラスを満たすものを高効率 (IE2) モータとする。 </p> | |

高効率冷凍冷蔵設備

都内中小クレジット算定ガイドライン P57 PDF ページ P60

表 2.4 認定基準

| 4. その他 | |
|--|--------------|
| No. | 削減対策項目 |
| 4.5 | 高効率冷凍冷蔵設備の導入 |
| 対策要件 | |
| <p>(1) 冷凍冷蔵庫、ショーケース、低温用パッケージ形空調機又は冷蔵・冷凍・空調一体型システムに、次の対策のいずれかが導入されている場合を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ圧縮機 ・高効率照明(ショーケースに組み込まれているものに限る。) <p>(2) 低温用パッケージ形空調機とは、使用温度帯が 20℃以下の冷房専用のものであるとする。</p> <p>(3) 冷蔵・冷凍・空調一体型システムとは、冷凍冷蔵庫又はショーケースと空調の室内機が、同一の屋外機に接続されているものとする。</p> <p>(4) 高効率照明は、LED 照明若しくは T5管蛍光灯を対象とし、ショーケースに組み込まれているものに限る。</p> <p>(5) ショーケースとは、冷凍冷蔵設備のうち、商品陳列用のもので扉がないもの、扉の全部又は一部に透明ガラス又は透明な樹脂(プラスチック又はアクリル)が付いたものとする。</p> <p>(6) 室内機と室外機が一体型の設備は、製品重量を 100kg 以上のみ対象とする。</p> <p>(7) 冷凍冷蔵倉庫等への対策で、コンデンシングユニット、コンプレッサーユニット及びユニットクーラーで構成する冷凍冷蔵システムで、コンプレッサーユニットのみの更新の場合も対象とする。</p> | |